

黄金っ子応援プラン
(第二期沖縄県子ども・子育て支援事業支援計画)

【素案】

令和元年11月
沖 縄 県

1 1 計画策定の経緯

平成17年、我が国は、初めて出生数が死亡数を下回り、合計特殊出生率は、1.26と過去最低を更新しました。その後、合計特殊出生率は、横ばい若しくは微増傾向で推移していますが、平成29年には、1.43と依然として低い水準にあり、長期的な少子化の傾向が継続しています。

このような少子化への対応のため、国は、平成6年に「今後の子育て支援のための施策の基本的方向について（エンゼルプラン）」を策定し、多様な保育サービスの充実や子育て支援のための基盤整備等に取り組みできました。平成11年には、「重点的に推進すべき少子化対策の具体的実施計画について（新エンゼルプラン）」が策定され、保育サービスのみならず雇用環境の整備、母子保健医療体制、教育環境の整備等、幅広い分野を盛り込んだ内容となりました。

また、平成15年には次世代育成支援対策推進法が制定され、地方公共団体及び雇用者が300人を超える一般事業主に次世代育成支援対策に関する行動計画の策定が義務づけられました。平成16年には、子どもが健康に育つ社会、子どもを生み、育てることに喜びを感じることのできる社会への転換を喫緊の課題とし、少子化の流れを変える施策を強力に推進するため「少子化社会対策大綱」がまとめられ、これに基づく具体的実施計画（子ども・子育て応援プラン）を策定し、各種施策を実施してきました。

平成22年には少子化社会対策基本法に基づき国は、子どもの育ちを支え、若者が安心して成長できる社会等、目指すべき社会への政策や、教育機会の確保等の主要施策を取りまとめた、「子ども・子育てビジョン」を策定しました。

平成24年に国は、質の高い乳幼児期の教育・保育の総合的な提供、保育の量的拡大及び確保並びに地域における子ども・子育て支援の充実等を図るため、子ども・子育て支援法（以下「支援法」という。）の制定のほか、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律及び、児童福祉法の改正を含めた子ども・子育て支援法及び就学前の教育・保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律を制定し、子ども・子育て支援新制度（以下「新制度」という。）が創設されました。

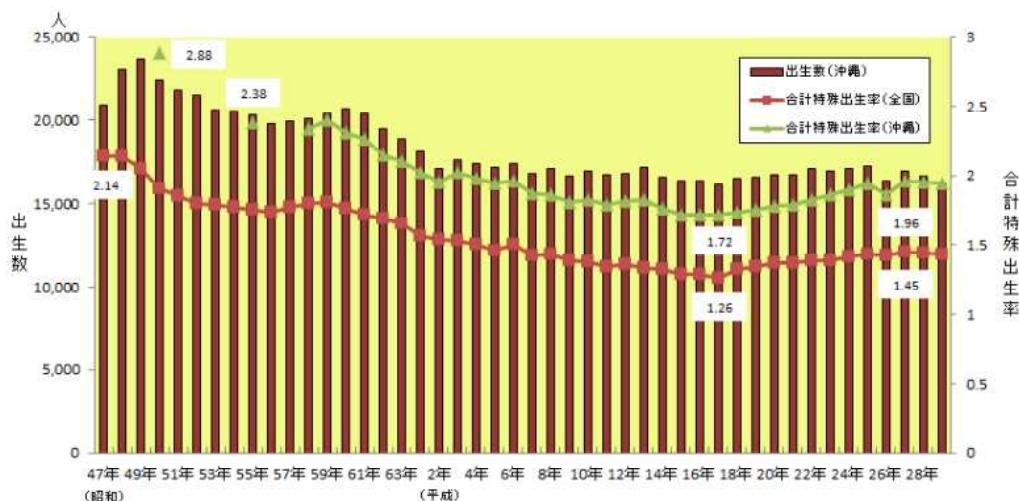
支援法において、市町村は、子ども・子育て支援給付及び地域子ども・子育て支援事業を総合的かつ計画的に行うこととされ、国及び都道府県は、当該給付及び当該事業が適正かつ円滑に行われるよう必要な各般の措置を講じなければならないこととされています。

令和元年5月、国は、子ども・子育て支援法を改正し、生涯にわたる人格形成の基礎を培う幼児教育の重要性や、幼児教育の負担軽減を図る少子化対策の観点などから、これまで段階的に取り組んできた幼児教育・保育の無償化に向けた取り組みを一気に加速することとし、現行の新制度の幼稚園、保育所、認定子ども園等の利用者負担額を無償化するとともに、支援法を改正し、新制度の対象とならない幼稚園、認可外保育

1 施設等の利用者への給付制度が創設されました。

2 本県においては、復帰以降、出生率、合計特殊出生率ともに全国1位
3 を維持していますが、平成4年に合計特殊出生率が2.00を下回り全国と
4 同様に少子化傾向にあります。合計特殊出生率は、平成17年には過去最
5 低となる1.72を記録し、平成27年には1.96となったものの、人口置換水
6 準の2.07より低い状況です。また本県の人口は現在も増加基調にありま
7 すが、このまま推移すれば平成42年(2030年)前後にピークを迎え、そ
8 の後は減少することが見込まれています。

9 **図1 本県の出生数及び合計特殊出生率の推移(昭和47～平成29年)**



23 少子化対策に関して県においては、平成9年には国のエンゼルプラン
24 に基づき「おきなわ子どもプラン」を、平成14年には国の新エンゼルプ
25 ランに基づき「新おきなわ子どもプラン」を、平成17年には国の子ども
26 ・子育て応援プランに基づき「おきなわ子ども・子育て応援プラン(沖
27 縄県次世代育成支援行動計画・前期)」を、平成22年には「おきなわ子ど
28 も・子育て応援プラン(沖縄県次世代育成支援行動計画・後期)」を策定
29 し、各分野にわたる総合的な施策を展開してきました。

30 加えて県独自の取組として、本県人口が増加基調にある現段階から、
31 積極的な人口増加施策を展開し、地域の活力と成長力を維持・発展させ
32 る必要があることから、平成26年に「沖縄県人口増加計画」を策定しま
33 した。同計画に基づき、自然増拡大に向けた婚姻率・出生率の向上や女
34 性の活躍推進、社会増拡大に向けた雇用の創出・確保、U J I ターンの
35 環境整備や交流人口の拡大、離島・過疎地域の振興に向けた定住条件の
36 整備や特色を生かした産業振興などの取組を推進しています。

37 本県においては、人口当たりの保育所入所待機率が全国一高いなど待
38 機児童の解消に取り組む必要があることや、公立幼稚園が小学校に隣接
39 ・併設されてきた歴史的背景から、5歳児就園率が高く、幼稚園におけ
40 る公立幼稚園の比率が高いこと等、他県とは異なる乳幼児期の教育・保
41 育の現状があります。

42 こうした経緯を踏まえ、子ども・子育て給付に係る教育・保育及び地
43 域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保等を図るため支援法等に基
44 づき、平成27年3月、同年度から5年間を計画期間とする黄金っ子応援

1 プラン（第一期沖縄県子ども・子育て支援事業支援計画。以下「第一期
2 計画」という。）を策定しました。

3 令和元年度、第一期計画が終期を迎えるあたり、新たな計画の作成を
4 行う必要があることから、令和2年度を始期とする「黄金っ子応援プラ
5 ン（第二期沖縄県子ども・子育て支援事業支援計画）」を策定することと
6 しました。

7 この計画においては、平成22年3月に策定した沖縄21世紀ビジョンで
8 示した「心豊かで、安全・安心に暮らせる島」を実現するため、国、県、
9 市町村、その他社会のあらゆる分野の構成員と協働し、「誰一人取り残さ
10 ない、多様性と包括性のある社会」、「子育てしやすい社会」の実現を目
11 指します。

13 2 計画の性格・位置づけ

14
15 本計画は、支援法第62条に基づき策定する計画で、沖縄県の子ども・
16 子育て支援の基本方針となるものです。

17 策定にあたっては、「沖縄21世紀ビジョン基本計画」や、「沖縄県人口
18 増加計画」など、県が策定した様々な計画と調和を図るとともに、母子
19 及び父子並びに寡婦福祉法第12条に基づく「母子及び父子並びに寡婦自
20 立促進計画」や次世代育成支援対策推進法第9条に基づく「行動計画」、
21 文部科学省通知に基づき県教育庁が平成22年度に策定した「沖縄県幼児
22 教育振興アクションプログラム」の後継計画を含むものとします。

24 3 計画の期間

25
26 本計画の期間は、令和2年4月から令和7年3月までの5年間としま
27 す。

29 4 計画の目的

30
31 本計画は、支援法に基づき、教育・保育及び地域子ども・子育て支援
32 事業の提供体制の確保、その他支援法に基づく業務の円滑な実施を図る
33 ことを目的として策定します。

34 本計画に基づき、質の高い教育・保育が適切に提供されるよう、計画的
35 に提供体制を確保するほか、幼稚園教諭及び保育士等の人材の確保及
36 び資質の向上に係る施策並びに保護を要する子どもの養育環境の整備等
37 の専門的な知識及び技術を要する支援等を行います。

1 1 子ども・子育て支援に取り組む視点

2

3 支援法は、「我が国における急速な少子化の進行並びに家庭及び地域を
4 取り巻く環境の変化に鑑み、児童福祉法その他の子どもに関する法律に
5 よる施策と相まって、子ども・子育て支援給付その他の子ども及び子ど
6 もを養育している者に必要な支援を行い、もって一人一人の子どもが健
7 やかに成長することができる社会の実現に寄与する」ことを目的として
8 います。

9 子ども・子育て支援については、この法の目的を達成するため、「子ど
10 もの最善の利益」が実現される社会を目指すことを基本に、子どもの視
11 点に立ち、子どもの生存と発達が保障されるよう、良質かつ適切な内容
12 及び水準のものとする必要があります。

13 また支援法は、障害、疾病、虐待、貧困、家族の状況その他の理由に
14 より社会的な支援の必要性が高い子どもやその家族を含め、全ての子ど
15 もと子育て家庭を対象としています。このことを踏まえ、全ての子ども
16 に対し、地域において、支援法に基づく給付その他の支援を可能な限り
17 講じるとともに、関連する諸制度との連携を図り、必要な場合には、こ
18 れらの子どもに対する適切な保護及び援助の措置を講じることにより、
19 一人一人の子どもの健やかな育ちを等しく保障することを目指すことが
20 求められます。

21 子どもは、社会の希望であり、未来をつくる存在です。子どもの健や
22 かな育ちと子育てを支えることは、一人一人の子どもや保護者の幸せに
23 つながることはもとより、将来の我が国、そして本県の担い手の育成の
24 基礎をなす重要な未来への投資であり、社会全体で取り組むべき最重要
25 課題の一つです。

26 親自身は、子育ての経験を通じて、周囲の様々な支援を受けながら、
27 親として成長していくものです。全ての子育て家庭を対象に、こうした
28 「親育ち」の過程を支援していくことが必要とされています。

29 しかし、子どもの育ちや子育てをめぐる状況は厳しく、結婚や出産に
30 関する希望をあきらめる人々や、悩みや不安を抱えながら子育てを行っ
31 ている人々がいます。

32 このような状況に鑑みれば、行政が、子ども・子育て支援を質・量と
33 もに充実させるとともに、家庭、学校、地域、職域その他の社会のあら
34 ゆる分野における全ての構成員が、子ども・子育て支援の重要性に対す
35 る関心や理解を深め、各々が協働し、それぞれの役割を果たすことが必
36 要です。こうした取組により、家庭を築き、子どもを産み育てたいとい
37 う人々の希望がかなえられるとともに、全ての子どもが健やかに成長で
38 きる社会を実現していかなければなりません。

39

40

41 2 子どもの育ち及び子育てをめぐる環境

42

43 近年、子育てをめぐる地域や家庭の状況は変化しています。

44 核家族化の進展や地域のつながりの希薄化により、祖父母や近隣の住

1 民から、日々の子育てに対する助言、支援や協力を得ることが困難な状
2 況となっています。また、現在の親世代の人々の兄弟姉妹の数が少なく
3 なっており、乳幼児と触れ合う経験が乏しいまま親になることが増えて
4 います。

5 経済状況や企業経営を取り巻く環境が依然として厳しい中、共働き家
6 庭は増加を続け、若年者を中心に、男性女性ともに非正規雇用割合が極
7 めて高い状況にあります。

8 子育てに専念することを希望して退職する方がいる一方、就労継続を
9 希望しながらも仕事と子育ての両立が困難との理由から退職する女性が
10 少なからず存在し、出産・育児に伴う女性の就労継続も依然として厳し
11 い状況です。

12 長時間労働は全体的に減少傾向にあるものの、子育て期にある三十代
13 及び四十代の男性で長時間労働を行う方の割合は依然として高い水準に
14 あります。

15 父親の子育てへの参画に関する意識や意欲は高まってきているものの、
16 子育て期の父親の家事・育児は、諸外国に比べ、依然として少ない時間
17 にとどまっています。夫の家事・育児時間が長い夫婦ほど第二子以降の
18 出生割合が高い傾向が見られると言われてしています。父親の育児への積極
19 的な参加のためには、定時に帰れる職場の環境整備や周りの理解が必要
20 です。

21 女性の活力による経済社会の活性化の視点、そして男性の子育てへの
22 参画の視点からも、仕事と子育ての両立(ワーク・ライフ・バランス)を
23 支援する環境の整備が求められています。

24 こうした子育て家庭を取り巻く環境の変化によって、就労の有無や状
25 況にかかわらず、子育ての負担や不安、孤立感が高まっており、中には
26 子どもの心身の健やかな発達を妨げ、ひいては生命をも脅かす児童虐待
27 も後を絶ちません。

28 子どもの数の減少により兄弟姉妹の数も減少しており、乳幼児期(小
29 学校就学の始期に達するまでの時期をいう。以下同じ。)に異年齢の中で
30 育つ機会の減少など、子どもの育ちをめぐる環境も変容しています。

31 以上のような子どもの育ちや子育てをめぐる環境に鑑みれば、子ども
32 が安心して育まれるとともに、子ども同士が集団の中で育ち合うことが
33 できるよう、また、家庭における子育ての負担や不安、孤立感を和らげ、
34 男女共に保護者がしっかりと子どもと向き合い、喜びを感じながら子育
35 てができるよう、子どもの育ちと子育てを、行政や地域社会を始め社会
36 全体で支援していくことが必要です。こうした取組を通じて、全ての子
37 どもの健やかな育ちを実現する必要があります。

40 3 子どもの育ち及び子育てに関する理念と、子ども・子育て支援の意義

42 (1) 子どもの育ちに関する理念

44 人は生まれながらにして、自然に成長していく力とともに、周囲の環

1 境に対して自分から能動的に働きかける力を有しています。発達とは、
2 自然な心身の成長に伴い、人がこのように能動性を発揮して周囲の環境
3 と関わり合う中で、生活に必要な能力、態度等を獲得していく過程です。

4 とりわけ、乳幼児期は、心情、意欲、態度、基本的生活習慣等、生涯
5 にわたる人格形成の基礎が培われる重要な時期です。

6 乳児期（おおむね満一歳に達するまでの時期をいう。以下同じ。）は、
7 一般に、身近にいる特定の大人（実親のほか、里親等の実親以外の養育
8 者を含む。）との愛着形成により、情緒的な安定が図られるとともに、身
9 体面の著しい発育・発達が見られる重要な時期です。子どもが示す様々
10 な行動や欲求に、身近な大人が応答的かつ積極的に関わることにより、
11 子どもの中に人に対する基本的信頼感が芽生え、情緒の安定が図られま
12 す。こうした情緒の安定を基盤として心身の発達が促されるなど、人と
13 して生きていく土台がこの時期に作られます。

14 幼児期（乳児期を除く小学校就学の始期に達するまでの時期をいう。
15 以下同じ。）のうち、おおむね満三歳に達するまでの時期は一般に、基本
16 的な身体機能や運動機能が発達し、様々な動きを十分楽しみながら、人
17 や物との関わりを広げ、行動範囲を拡大させていく時期です。自我が育
18 ち、強く自己主張することも多くなりますが、大人がこうした姿を積極
19 的に受け止めることにより、子どもは自分に自信を持ちます。自分のこ
20 とを信じ、見守ってくれる大人の存在により、子どもは時間をかけて自
21 分の感情を鎮め、気持ちを立て直すようになります。安心感や安定感を
22 得ることにより、子どもは身近な環境に自ら働きかけ、好きな遊びに熱
23 中したりやりたいことを繰り返し行ったりするなど、自発的に活動する
24 ようになります。

25 こうした自発的な活動が主体的に生きていく基盤となります。また、
26 特定の大人への安心感を基盤として、徐々に人間関係を広げ、その関わ
27 りを通じて社会性を身に付けていきます。

28 幼児期のうち、おおむね満三歳以上の時期は一般に、遊びを中心とし
29 た生活の中で、特に身体感覚を伴う多様な活動を経験することにより、
30 豊かな感性とともに好奇心、探究心や思考力が養われ、それらがその後
31 の生活や学びの基礎になる時期です。また、ものや人との関わりにおけ
32 る自己表出を通して、幼児の育ちにとって最も重要な自我や主体性が芽
33 生えるとともに、人と関わり、他人の存在に気付くことなどにより、自
34 己を取り巻く社会への感覚を養うなど、人間関係の面でも日々急速に成
35 長する時期です。このため、この時期における育ちは、その後の人間と
36 しての生き方を大きく左右する重要なものとなります。

37 以上に述べたような乳幼児期の発達は、連続性を持つものであるとと
38 もに、一人一人の個人差が大きいものであることに留意しつつ、乳幼児
39 期の重要性や特性を踏まえ、発達に応じた適切な保護者の関わりや、質
40 の高い教育・保育や子育て支援の安定的な提供を通じ、その間の子ども
41 の健やかな発達を保障することが必要です。

42 また、小学校就学後の学童期は、生きる力を育むことを目指し、調和
43 のとれた発達を図る重要な時期です。この時期は、自立意識や他者理解
44 等の社会性の発達が進み、心身の成長も著しい時期です。学校教育とと

1 もに、遊戯やレクリエーションを含む、学習や様々な体験・交流活動の
2 ための十分な機会を提供し、放課後等における子どもの健全な育成にも
3 適切に配慮することが必要です。

4 以上のように、乳児期におけるしっかりとした愛着形成を基礎とした
5 情緒の安定や他者への信頼感の醸成、幼児期における他者との関わりや
6 基本的な生きる力の獲得及び学童期における心身の健全な発達を通じて、
7 一人一人がかけがえのない個性ある存在として認められるとともに、自
8 己肯定感をもって育まれることが可能となる環境を整備することが、社
9 会全体の責任です。

10 本県では、全ての子どもを「黄金っ子」と位置づけ、0歳～小学校低
11 学年（8歳）までの年代を中心として、子どもと、その保護者の子育て
12 支援の充実を図ることによって、力強く沖縄の未来を拓く子ども達を
13 育んでいきます。

14 15 (2) 子育てに関する理念と子ども・子育て支援の意義

16
17 支援法を始めとする関係法律において明記されているとおり、「父母そ
18 他の保護者は、子育てについての第一義的責任を有する」という基本
19 的認識を前提とし、また、家庭は教育の原点であり、出発点であるとの
20 認識の下、前述の子ども・子育てをめぐる環境を踏まえ、子ども・子育
21 て支援は進められる必要があります。

22 子育てとは本来、子どもに限りない愛情を注ぎ、その存在に感謝し、
23 日々成長する子どもの姿に感動して、親も親として成長していくという
24 大きな喜びや生きがいをもたらす尊い営みです。

25 したがって、子ども・子育て支援とは、保護者の育児を肩代わりする
26 ものではなく、保護者が子育てについての責任を果たすことや、子育て
27 の権利を享受することが可能となるよう、地域や社会が保護者に寄り添
28 い、子育てに対する負担や不安、孤立感を和らげることを通じて、保護
29 者が自己肯定感を持ちながら子どもと向き合える環境を整え、親として
30 の成長を支援し、子育てや子どもの成長に喜びや生きがいを感じるこ
31 ができるような支援をしていくことです。

32 このような支援により、より良い親子関係を形成していくことは、子
33 どものより良い育ちを実現することに他なりません。

34 また、保護者が子育てについての第一義的な責任を有するという基本
35 的認識については、子どもの最善の利益を実現する観点から、虐待等を
36 理由として親子を分離し、実親以外の者が養育者となって子育てを担う
37 ことを妨げるものではありません。むしろ、必要な場合には、社会的養
38 護に係る措置を適切に講じ、もって子どもの健やかな育ちを保障するこ
39 とは、社会の責務です。

40 以上のような子ども・子育て支援の意義に関する理解の下、各々の子
41 どもや子育て家庭の置かれた状況や地域の実情を踏まえ、乳幼児期の教
42 育・保育、地域における多様な子ども・子育て支援の量的拡充と質的改
43 善を図ることが必要です。

44 保護者以外の保育者の具体的な関わりにおいては、三歳未満の乳幼児

1 では、その発達の特性を踏まえ、安心できる人的及び物的環境の下で、
2 子どもの生命の保持及び情緒の安定を図るための援助や関わりが重要で
3 す。この時期の保育においては、疾病の発生が多いことから、一人一人
4 の発育及び発達状態や健康状態についての適切な判断に基づく保健的な
5 対応を行うことが必要です。また、一人一人の子どもの生育歴の違いに
6 留意しつつ、欲求を適切に満たし、特定の保育者が応答的に関わるよう
7 に努めることが必要です。保育においては、子どもが探索活動を十分経
8 験できるよう、事故防止に努めながら活動しやすい環境を整え、全身を
9 使う遊び等様々な遊びを取り入れることが必要です。また、子どもの自
10 我の育ちを見守り、その気持ちを受け止めるとともに、保育者が仲立ち
11 となり、友達の気持ちや友達との関わり方を丁寧に伝えていくことが求
12 められます。

13 三歳以上の幼児期は、知的・感情的な面でも、また人間関係の面でも、
14 日々急速に成長する時期であり、この時期の教育の役割は極めて重要で
15 す。また、少子化の進行により子どもや兄弟姉妹の数が減少する中にあ
16 って、子どもの健やかな育ちにとって必要となる、同年齢や異年齢の幼
17 児と主体的に関わる機会の確保が必要です。集団の生活は、幼児に人との
18 関わりを深めさせ、規範意識の芽生えを培うものであり、異年齢交流
19 は、年下への思いやりや責任感、年上への憧れや成長の意欲を生むもの
20 です。保育者は、一人一人の幼児に対する理解に基づき、環境を計画的
21 に構成し、幼児の主体的な活動を援助していくことが求められます。ま
22 た、幼児期の教育に際しては、小学校教育との連携・接続についても、
23 十分配慮することが必要です。

24 また、教育・保育施設（支援法第7条第4項に規定する教育・保育施設
25 をいう。以下同じ。）を利用する子どもの家庭のみならず、在宅の子育
26 て家庭を含む全ての家庭及び子どもを対象として、地域のニーズに応じ
27 た多様かつ総合的な子育て支援を質・量両面にわたり充実させることが
28 必要です。当該支援を実施するに当たっては、妊娠・出産期からの切れ
29 目のない支援を行っていくこと、保護者の気持ちを受け止め、寄り添い
30 ながら相談や適切な情報提供を行うこと、発達段階に応じた子どもとの
31 関わり方等に関する保護者の学びの支援を行うこと、安全・安心な活動
32 場所等子どもの健全な発達のための良質な環境を整えること、及び地域
33 の人材を生かしていくことに留意することが重要です。

34 全ての子どもの健やかな育ちを保障していくためには、以上に述べた
35 ような、発達段階に応じた質の高い教育・保育及び子育て支援が提供さ
36 れることが重要です。質の高い教育・保育及び子育て支援を提供するた
37 めには、保護者以外に保育士、幼稚園教諭等子どもの育ちを支援する者
38 の専門性や経験が極めて重要であり、研修等によりその専門性の向上を
39 図ることが必要です。また、施設設備等の良質な環境の確保が必要です。
40 さらに、こうした教育・保育及び子育て支援の質の確保・向上のため
41 には、適切な評価を実施するとともに、その結果を踏まえた不断の改善努
42 力を行うことが重要です。

1 4 社会の構成員の責務と役割

2

3 社会のあらゆる分野における全ての構成員が、父母その他の保護者が
4 子育てについて責任を有していることを前提としつつ、全ての子どもの
5 健やかな成長を実現するという社会全体の目的を共有し、子どもの育ち
6 及び子育て支援の重要性に対する関心と理解を深め、各々の役割を果た
7 すことが必要です。

8 支援法に基づく子ども・子育て支援給付及び地域子ども・子育て支援
9 事業については、基礎自治体である市町村が、乳幼児期の教育・保育及
10 び地域の子ども・子育て支援を総合的に実施する主体となり、3の(1)
11 に掲げる子どもの育ちに関する理念及び3の(2)に掲げる子育てに関す
12 る理念と子ども・子育て支援の意義を踏まえ、子どもの最善の利益の実
13 現を念頭に、質を確保しながら、地域の実情に応じた取組を関係者と連
14 携しつつ実施します。また、国と県は、市町村の取組を重層的に支える
15 こととしています。

16 事業主においては、子育て中の労働者が男女を問わず子育てに向き合
17 えるよう、職場全体の長時間労働の是正、労働者本人の希望に応じた育
18 児休業や短時間勤務を取得しやすい環境づくり、職場復帰支援等の労働
19 者の職業生活と家庭生活との両立（ワーク・ライフ・バランス）が図ら
20 れるような雇用環境の整備を行うことが求められます。

21 子育てにおいては、保護者が、家庭の中のみならず、地域の中で、男
22 女共に、保護者同士や地域の人々とのつながりを持ち、地域社会に参画
23 し、連携し、地域の子育て支援に役割を果たしていくことも重要です。
24 P T A活動や保護者会活動を始め、家庭、地域、施設等子どもの生活の
25 場を有機的に連携させ、地域コミュニティーの中で子どもを育むことが
26 必要です。とりわけ、教育・保育施設においては、地域における子ども
27 ・子育て支援の中核的な役割を担うことが期待されます。また、施設が
28 地域に開かれ、地域と共にあることや、保護者のみならず地域の人々も
29 子どもの活動を支援し見守ることは、子どもの健やかな育ちにとって重
30 要です。

31 地域及び社会全体が、子育て中の保護者の気持ちを受け止め、寄り添
32 い、支えることを通じ、保護者が子育てに不安や負担ではなく喜びや生
33 きがいを感じることができ、そして未来の社会を創り、担う存在である
34 全ての子どもが大事にされ、健やかに成長できるような社会、すなわち
35 「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指します。

36

37

38 5 沖縄県の現状と課題

39

40 (1) 沖縄県における子ども・子育て支援を巡る現状と課題

41

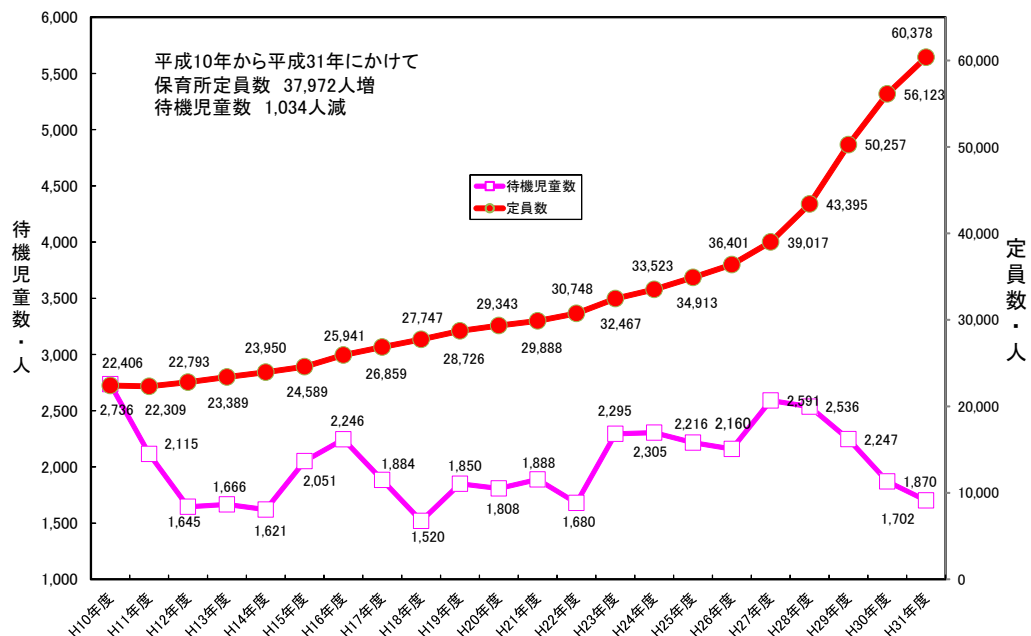
42 県が平成30年度に実施した県民意識調査によると、子ども・子育てに
43 関し県民の多くが「非常に重要である」とした項目は、「子どもの育成環
44 境が整っている」「健全育成、教育環境がつけられる」「学童保育所等が

1 利用しやすい」「公平な教育機会が確保されている」「仕事と子育ての両
2 立しやすい環境」「夫婦で家事や育児に取り組む」などとなっています。

3 保育サービスについては、本県の待機児童数は平成31年度現在、1,702
4 人と東京に次いで多く、人口当たりの待機率（待機児童数/申込児童数）
5 でみると、2.8%で全国1位となっています。また核家族のうち6歳未満
6 児のいる世帯の割合は19.1%と全国1位で、ひとり親家庭等の割合も高
7 いことなど、保育サービスのニーズは非常に高い状況です。少子化傾向
8 が進行する今後においても、女性の社会進出による経済社会の活性化の
9 視点から仕事と子育ての両立を希望する方を支援する環境の整備が求め
10 られている中、地域の保育サービスのニーズは引き続き高くなることも
11 予想されます。

12 県では平成25年度に「沖縄県待機児童対策行動指針」を策定するなど
13 県と市町村で待機児童解消に向けた取組を加速させており、国における
14 待機児童解消加速化プランに掲げられた事業等とともに、本県独自の施
15 策として沖縄振興特別推進交付金を活用した事業や沖縄県待機児童解消
16 支援基金による交付金事業等を活用し、取組みを強化しているところで
17 ず。平成31年度当初において認可保育所の施設数は805施設、利用児童数
18 57,418人となっていますが、依然として待機児童は解消されていないこ
19 とから、今後も引き続き市町村と一体となって待機児童の解消を図って
20 いきます。

22 **図2 保育所定員数、待機児童数の推移（平成10～31年度）**



40 児童虐待については、本県の児童相談所における平成29年度の虐待相
41 談対応件数は691件で、平成11年度の約3倍、また、市町村への相談は平
42 成29年度に1,014件となるなど増加しています。その発生要因としては、
43 経済的な問題や少子化・核家族化の影響による子育て家庭の孤立化、地
44 域の子育て機能の低下を背景とした養育力の低下等、様々な要因が複雑

1 に絡みあっていると考えられます。このため県では市町村や関係機関と
2 の連携を図りながら、虐待の未然防止・早期発見・早期対応や、社会的
3 養護体制の充実に取り組んできました。

4 ひとり親家庭等については、県全体約51万世帯のうち、母子世帯が約
5 2万9千世帯、父子世帯が約4千世帯と推計され、全国的にも高い出現
6 率となっています。こうした家庭では、仕事、育児、収入等の問題が複
7 雑に重なり合い、多くの困難を抱えていることから、県においては、ひ
8 ひとり親家庭等への支援として、就労支援、子育て・生活支援、養育費の
9 確保、経済的支援の総合的支援を行ってきました。

10 平成25年度に「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が施行され、
11 特にひとり親家庭の貧困率が高いことから、子どもの貧困対策としても、
12 ひとり親家庭支援の強化が求められているところです。

13 障害児の支援については、地域における社会資源の偏在、支援の隙間
14 にある障害児の対応など、相談支援から療育支援、施設入所支援及び通
15 所サービスによる支援の提供までには多くの支援が必要な状況にありま
16 す。

17 医療的ケア児の支援については、医療的ケア児が増加し、その家族が
18 様々な不安を抱えている状況にあることから、医療的ケア児が身近な地
19 域で適切な支援を受けられるように、保健、医療、障害福祉、保育、教
20 育等の各関連分野が共通の理解に基づき協働する総合的な支援体制を構
21 築すること等が重要です。

22 発達障害児の支援については、沖縄県発達障害者支援センターを設置
23 し、発達障害児に対して、早期発見、早期の支援及びその後の一貫した
24 支援ができるよう、当事者やその家族、市町村や関係機関への専門的・
25 広域的な支援や発達障害についての適切な情報の周知に取り組んできま
26 した。しかしながら、発達障害を診療できる医療機関及び専門的な支援
27 を行う人材の不足、健診段階からの発達の気になる子への対応、発達障
28 害に対する正しい知識と理解が不十分であることなど、一貫した支援を
29 実施するために必要な各関係機関へのつなぎ支援等について課題があり
30 ます。

31 雇用については、育児休業取得率は平成30年現在、男性では8.5%、女
32 性が88.4%となっており、女性の取得率が概ね90%前後で推移している
33 のに対し、男性は依然として低い状況にとどまっています。就業形態の
34 比率では平成30年度現在、正規雇用労働者は61.4%、パート・アルバイ
35 ト労働者24.6%、契約社員8.5%となっています。県内の雇用情勢は完全
36 失業率や有効求人倍率については近年着実に改善しているものの、子育
37 て世帯になりうる若年者の非正規雇用者の割合は44.0%（男性35.6%、
38 女性50.9%）と高く、雇用形態の見直しや労働環境の改善、働きやすい
39 環境づくりといった雇用の質の改善が求められています。こうしたこと
40 から県では、働き方改革と生産性向上を車の両輪として進め、雇用の質
41 を改善し生産性向上の成果を働く人に分配することで、全ての人が健康
42 で安心して働くことができ、仕事と生活の調和を図りながら充実した生
43 活を送れる社会の実現、沖縄経済の持続的な発展に取り組んできました。

44 こうした中、行政や事業者、地域が様々な状況にある全ての子どもや

1 両親を、「子どもの最善の利益」を基本として各種施策を推進することで、
2 全ての子どもの発達段階に応じた健やかな育ちが保障される環境をつく
3 っていくことが非常に重要です。

5 (2) 沖縄県における乳幼児期の教育・保育の現状と課題

7 豊かな子どもの育ちを支えるには、幼稚園教育要領及び保育所保育指
8 針、幼保連携型認定こども園教育・保育要領を踏まえ、乳幼児期の特性
9 や発達に配慮しながら、直接的、具体的な体験を通して、人と関わる力
10 や思考力、感性や表現する力などを育み、人として生きていくための基
11 礎を培うことが大切です。

13 表1 幼稚園及び保育所等の利用率 (単位：%)

	全 体	0 歳	1 歳	2 歳	3 歳	4・5 歳
沖 縄 (認可外利用 含む)	72.8 (80.7)	33.5 (35.2)	63.5 (72.9)	70.0 (81.9)	81.4 (92.1)	91.7 (98.5)
※全 国	67.0	15.6	41.8	51.5	94.8	97.8

25 ※ 幼児教育・保育の無償化に関する都道府県説明会「第一部 行政説明資料 保育園と幼稚園
26 の年齢別利用者数及び割合 (H30)」より

28 本県における、平成31年度の乳幼児の幼稚園、保育所及び認定こども
29 園等の利用児童数を基に平成31年4月1日時点の人口で利用率を求め
30 ると利用率は72.8%となっており、全国平均67.0%と比較し5.8%上回っ
31 ています。年齢ごとに見ると、0歳児で33.5%、1歳児で63.5%、2歳児で
32 70.0%、3歳児で81.4%、4歳から5歳児で91.7%となっています。利用
33 率は増加傾向にありますが、主な要因は女性就業率の向上や保育所等の
34 整備による潜在需要の増加等によるものであると考えられます。

35 公立幼稚園については、戦後米軍の統治時代、小学校に併設された歴
36 史的背景や、昭和42年の幼稚園教育推進法制定後に5歳児の就園を目標
37 とし全小学校に設置されたこと等から、5歳児の幼稚園就園率は、全国
38 と比較して高い状況にあります。公立幼稚園では幼稚園教育要領に則
39 った教育がなされ、隣接する小学校との交流・連携がしやすい環境にあり
40 ます。

41 平成27年度から沖縄県に認定こども園が設置されるようになりました。
42 平成28年度には、公立幼稚園から認定こども園への移行が始まり、平成
43 30年度までに38園の公立幼稚園が幼保連携型認定こども園へと移行してい
44 ます。

45 公立幼稚園から幼保連携型認定こども園となることで、乳幼児期の教
46 育・保育が一貫して行われることや公立幼稚園において課題となってい
47 た複数年保育が実現することが効果としてあげられています。

1 公立幼稚園の複数年保育については、3年保育はほとんど実施されて
2 おらず（平成30年度現在16園）、2年保育については101園となり年々増
3 えてきています。預かり保育については平成30年度現在、85.7%であり、
4 土曜日や長期休暇中の実施状況については、地域によって差があるもの
5 の、実施園数は増加しています（土曜日実施率10.4%、長期休暇中実施
6 率85.1%）。

7 預かり保育や長期休暇中の開園に伴い、給食の実施率も上がっていま
8 す（実施率63.7%）。

9 このように、共働き世帯の増加や認定こども園の設置等、社会情勢が
10 変わる中、公立幼稚園においても、受け入れ体制に変化が見られるよう
11 になりました。

12 私立幼稚園については令和元年度現在、31園あり、それぞれの園にお
13 いて幼稚園教育要領を基としながら、建学の精神のもと特色ある教育が
14 実践されています。また、全ての私立幼稚園が預かり保育を実施し、3
15 年保育も97%の園が実施するなど、幼児教育及び子育て支援の充実に積
16 極的に取り組んでいます。全国的には私立幼稚園の数は全体の6割を占
17 めていますが、沖縄においては1割に留まり、私立幼稚園の数が少なく、
18 沖縄県が直接の所轄となっていることから市町村の支援が手薄になって
19 いるところがありました。平成27年度、子ども・子育て支援新制度が創
20 設され、私立幼稚園は、市町村を実施主体とする新制度への移行が可能
21 となり、本県においては、平成25年度時点で34園あった私立幼稚園のう
22 ち、令和元年度現在、17園が新制度へ移行しております。

23 新制度移行にあたり、市町村による状況把握、関係構築等が図られて
24 おり、新制度移行幼稚園に対しては施設型給付費による運営費の支援等
25 が行われております。また、令和元年10月より幼児教育・保育の無償化
26 において、新制度未移行幼稚園は施設等利用給付費の対象とされており、
27 市町村による対象施設等の確認など、市町村の関与が求められておりま
28 す。

29 保育所については、幼稚園教育要領とねらい及び内容について大部分
30 が共有化されている、保育所保育指針に基づき、0歳児から5歳児までの、
31 養護と教育が一体となった保育が行われています。11時間開所に加え、
32 延長保育等を実施してきましたが、引き続き多様化する保育ニーズに対
33 応していく必要があります。本県の課題としては、保育所等の受け皿整
34 備や保育士の確保が十分でないことから、全国と比べて待機児童が多く、
35 待機児童解消を図るためには、市町村が実施する保育所等の整備や保育
36 士の確保及び認可外保育施設の認可化に対する支援を行う必要があります
37 す。

38 認可外保育施設の施設数及び入所児童数は全国上位に位置しており、
39 県では早期の認可化移行に向けた取組を行ってきました。教育・保育の
40 質の確保・向上を図るために、認可外保育施設の認可化促進や給食費等
41 の支援による保育の質の向上に一体的に取り組む必要があります。

42 認定こども園については、平成31年4月現在130施設となっており、多
43 様化する教育・保育ニーズや地域の実情を踏まえた取組が必要です。

44 県は、平成25年2月に「沖縄県幼児教育振興アクションプログラムの

1 検証」の中で、「保幼小連携の促進」の施策として「沖縄型幼児教育」を
2 提唱してきました。その目的は、「発達や学びの連続性を踏まえた円滑な
3 接続」にあります。

4 保幼小連携については、すべての就学前施設と小学校における接続
5 のカリキュラム（スタートカリキュラムとアプローチカリキュラム）の
6 充実、就学前施設等と小学校との縦の連携、公立幼稚園と私立幼稚園、
7 認定こども園、保育所等の横の連携等が重要となっています。

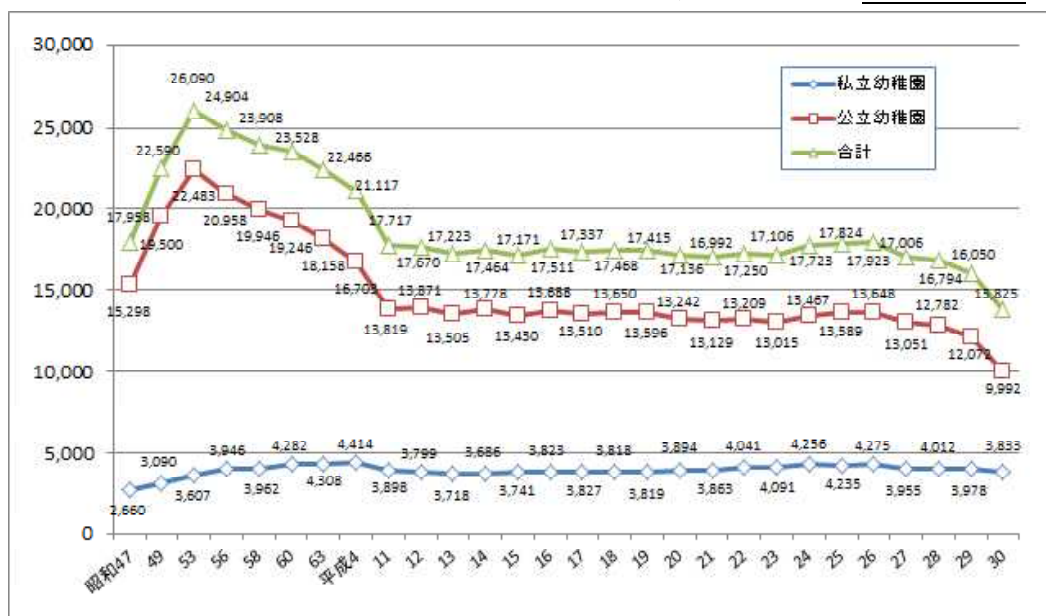
8 また、保育士、幼稚園教諭及び保育教諭については、教育・保育ニー
9 ズの高まりとともに、その育成・確保が強く求められてきた結果、大学
10 ・短期大学・専門学校等で毎年多くの資格者・教員免許保持者が養成さ
11 れてきましたが、勤務条件などに課題があることから、幼稚園や認定こ
12 ども園、保育所等での就業者が不足している状況です。

13 国においては、生涯にわたる人格形成の基礎を培う幼児教育の重要性
14 や、幼児教育の負担軽減を図る少子化対策の観点などから、これまで段
15 階的に取り組んできた幼児教育・保育の無償化に向けた取り組みを一気
16 に加速することとしております。

17 現行の子ども・子育て支援新制度の幼稚園、保育所、認定子ども園等
18 の利用者負担額を無償化するとともに、新制度の対象とならない幼稚園、
19 認可外保育施設等の利用者への給付制度を創設し、また、就学前の障害
20 児の発達支援についても、併せて無償化することとしております。

21 子ども・子育て支援新制度が導入され、幼児教育・保育の無償化が実
22 施される中において、こうした本県の乳幼児期の教育・保育の現状と課
23 題を踏まえ、どの教育・保育施設等にいる子どもにも、その発達段階に
24 応じた質の高い教育・保育を提供できる体制を整備する必要があります。

26 図3 公立幼稚園及び私立幼稚園の入所児童数（昭和47～平成30年度）



43 図4 認可保育所及び認可外保育施設の入所児童数（昭和49～平成30年度）



※ 認可保育所は昭和58年度まで入所定員、以後は入所児童数。

※ 認可外保育施設は、設置届対象外施設を含んでいない。

6 沖縄県における子ども・子育て支援の基本的な視点

県が策定した沖縄21世紀ビジョン基本計画においては、子ども・子育て支援に関して、沖縄の未来を担う子どもたちが健やかに生まれ育ち豊かな可能性が発揮できる社会を実現するため「子育てセーフティネットの充実」を推進するとともに、子ども達の「生きる力」を育み、社会の変化に柔軟に対応できる資質や能力を身につけられるよう、「自ら学ぶ意欲を育む教育の充実」を推進することとしています。

本計画においても、前述の子ども・子育て支援の理念や沖縄21世紀ビジョン基本計画を踏まえ、以下の6項目を基本的な視点とします。

(1) 「子どもの最善の利益」の尊重

全ての子どもは、家庭環境の下で幸福、愛情及び理解のある雰囲気の中、社会の中で個人として生活し権利を享受できる存在として成長していくものです。そのために必要な教育・保育を始めとする子育て支援を実施するにあたっては、子どもの発達段階や個性を踏まえ、どのような家庭環境や教育・保育、地域の状況においても、「子どもの最善の利益」を尊重することとします。

(2) 未来を担う子どもの健やかな成長と子育ての支援

子どもは沖縄県の未来を担う存在であり、全ての子どもの健やかな育ちと子育てを支えることは、その子ども自身と親の幸せに繋がり、沖縄の未来への投資ともなる、大変重要なものです。特に、乳幼児期は、心情、意欲、態度、基本的生活習慣等、生涯にわたる人格形成の基礎が培

1 われる重要な時期です。このため、子どもの成長を一人一人の発達段階
2 に応じ切れ目なく支援することとします。

3 また親自身も子育ての経験を通じて様々な支援を得ながら親として成
4 長していくものであり、こうした「親育ち」の過程を支援し、全ての親
5 が子どもとしっかり向き合い、喜びを感じながら子育てができる社会の
6 実現を目指すこととします。

7 8 (3) 市町村との協働による乳幼児期の教育・保育の提供体制の確保

9
10 全ての子どもには、その成長に必要な教育・保育を受ける権利があり
11 ます。支援法において、市町村は、乳幼児期の子どもの教育・保育の実
12 施主体となり、国と県は市町村を重層的に支えることとなっています。

13 県は、安心して結婚し、出産や子育てができる社会の実現のためにも、
14 市町村と協働し、全ての子ども一人一人の特性や発達段階と、地域の
15 多様なニーズに応じた教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提
16 供体制の確保に取り組み、関係機関の連携による「沖縄型幼児教育」の
17 構想を推進します。

18 19 (4) 乳幼児期の教育・保育を担う人材の確保と資質の向上

20
21 子どもにとって乳児期は、子どもが示す様々な欲求に身近な大人が応
22 答的かつ積極に関わることで信頼感が芽生え、情緒の安定を基盤として
23 心身の発達が促されるなど、人として生きていく土台ができる時期です。
24 小学校就学前の幼児期は、基本的な身体機能や運動機能が発達すること
25 から、様々な遊びを通じ身近な環境に働きかけるなど自発的な活動を主
26 体的に行っていくことで、主体的に生きる基盤ができる時期です。こう
27 したことから教育・保育においては、人的環境が果たす役割は極めて大
28 きいものです。

29 県は、養成施設、大学等と連携し、教育・保育を担う人材の確保と、
30 資質の向上に総合的に取り組みます。

31 32 (5) 社会的な支援の必要性の高い子どもと家族に対する適切な支援と措置

33
34 社会的な支援の必要性の高い子どもとその家族には、その状況に応じ
35 た支援を身近な地域において受けられるよう、支援体制の確保を図る必
36 要があります。

37 県は、保護者における子育ての第一義的な責任に配慮しつつ、児童虐
38 待防止に取り組み、必要な子どもには社会的養護を提供し、可能な限り
39 家庭的な環境で養育する体制の充実を図ります。ひとり親家庭等には、
40 その生活の安定と自立促進に向けた総合的な支援に取り組みます。障害
41 児については、その障害の内容や地域の状況に応じ、きめ細かなサービ
42 スが提供できる支援に取り組みます。

43 44 (6) 県民協働による子ども・子育て支援体制の構築

1
2
3
4
5
6
7
8
9
10
11
12
13
14
15
16
17
18
19
20
21
22
23
24
25
26
27
28

全ての親が、家庭における子育ての負担や不安、孤立感ではなく、喜びや生きがいを感じながら子育てができるよう、社会全体がその気持ちを受け止め、寄り添い、支援していく必要があります。

県は、子どもを持つ全ての男女がこうした子育てに取り組めるよう、多様な働き方の選択など仕事と家庭の両立ができる社会を実現するために、市町村や事業主、地域、NPO等様々な社会の主体とともにその支援体制の構築に取り組みます。

7 施策展開の基本方向

本計画においては、第2章の基本方向に沿って、計画の目的を実現するため、教育・保育施設の認可・認定の際に行われる需給調整の判断基準となる県設定区域を定めるほか、以下の5項目を施策展開の柱として位置づけます。

- 1 県設定区域の設定
- 2 各年度における教育・保育の量の見込み並びに提供体制の確保及びその実施時期
- 3 子ども・子育て支援給付に係る教育・保育の一体的提供と推進体制の確保
- 4 特定教育・保育及び特定地域型保育を行う者並びに地域子ども・子育て支援事業に従事する者の確保及び資質の向上のために講じる措置
- 5 子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する施策の実施並びにその円滑な実施を図るために必要な市町村との連携
- 6 労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策

1 1 県設定区域の設定

2

3 本県における教育・保育の「量の見込み」並びに実施しようとする教
 4 育・保育の提供体制の「確保の内容」及びその「実施時期」を定める単
 5 位となる区域を表2のとおり定めます。

6 なお、当該区域は、県が教育・保育施設（市町村が設置する保育所、
 7 幼稚園及び幼保連携型認定こども園を除く）の認可、認定の際に行う需
 8 給調整の判断基準となること及び各施設の広域利用の実態等を踏まえ、
 9 法第19条第1項に定める認定区分ごとに設定したものです。

10

11

12

表2 県設定区域

13

		設定区域	主な利用施設	設定にあたっての考え方
認 定 区 分	1号	<ul style="list-style-type: none"> ・ 沖縄区域 (沖縄本島所在市町村並びに宮古区域及び八重山区域に含まれる市町村を除く離島所在町村) ・ 宮古区域 (宮古島市及び多良間村) ・ 八重山区域 (石垣市、竹富町及び与那国町) 	幼稚園、 認定こども園	県が認可・認定の際に需給調整を行う場合は、私立幼稚園における市町村域を超えた広域利用の実態、施設の設置状況及び地理的条件等を勘案し、各区域ごとの需給状況を勘案するものとする。
	2号	市町村	保育所、 認定こども園	県が認可・認定の際に需給調整を行う場合は、私立保育所における利用のほとんどが市町村域内となっていることから、市町村ごとの需給状況を勘案するものとする。
	3号			

40

1 2 各年度における教育・保育の量の見込み並びに提供体制の確保及びその実施
2 時期

3

4 (1) 教育・保育の量の見込み

5

6 本計画における量の見込みについては、次に掲げる区分ごとに、それ
7 ぞれ次に掲げる必要利用定員総数（ウについては、特定教育・保育施設
8 に係る必要利用定員総数及び特定地域型保育事業所に係る必要利用定員
9 総数の合計）を市町村子ども・子育て支援事業計画における数値を県区
10 域ごとに集計したものを基本として、これを更に県全域で集計した結果
11 となっています。

12 なお、算定にあたっては、県区域ごとに均衡のとれた教育・保育の提
13 供が行われるよう、市町村と十分調整を図り、市町村の区域を超えた教
14 育・保育の広域利用調整を行うなどして設定を行いました。

15

16 ア 教育標準時間認定（法第十九条第一項第一号に掲げる小学校就学前
17 子どもに該当する子ども）

18

19 特定教育・保育施設（認定こども園及び幼稚園に限る。）に係る必
20 要利用定員総数（特定教育・保育施設に該当しない幼稚園に係るも
21 のを含む。）

22

23 イ 満3歳以上・保育認定（法第十九条第一項第二号に掲げる小学校就
24 学前子どもに該当する子ども）

25

26 特定教育・保育施設（認定こども園及び保育所に限る。）に係る必
27 要利用定員総数（認可外保育施設等を利用する小学校就学前子ども
28 のうち保育を必要とする者を含む。）

29

30 ウ 満3歳未満・保育認定（法第十九条第一項第三号に掲げる小学校就
31 学前子どもに該当する子ども）

32

33 年齢区分ごとの特定教育・保育施設（認定こども園及び保育所に
34 限る。）及び特定地域型保育事業所（事業所内保育事業所における労
35 働者枠に係る部分を除く。）に係る必要利用定員総数の合計数（認可
36 外保育施設等を利用する小学校就学前子どものうち保育を必要とす
37 る者を含む。）

38

39 (2) 県設定区域ごとの教育・保育の提供体制の確保及び実施時期

40

41 本計画における教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期
42 については、県設定区域ごと及び次のアからウまでに掲げる区分ごとに、
43 それぞれ次のアからウまでに掲げる特定教育・保育施設及び特定地域型
44 保育事業所に係る教育・保育の市町村子ども・子育て支援事業計画にお

1 ける数値を県区域ごとに集計したものを基本として、これを更に県全域
2 で集計した結果となっています。

3 確保の内容及びその実施時期を定めるにあたっては、子ども・子育て
4 支援新制度が、保護者の選択に基づき、多様な施設又は事業者から教育
5 ・保育を受けられるような提供体制の確保を目的の一つとしていること
6 に鑑み、保護者の就労状況及びその変化等のみならず、子どもの教育・
7 保育施設の利用状況等に配慮しつつ、柔軟に子どもを受け入れるための
8 体制確保、地域の教育・保育施設の活用等を勘案し、現在の教育・保育
9 の利用状況及び利用希望を踏まえたものとなるよう市町村との協議を踏
10 まえ設定したものとなっています。

11 なお、保育の提供体制の確保については、教育・保育施設又は地域型
12 保育事業を前提としていますが、当分の間、県や市町村が認可化移行支
13 援を行うなどして一定の質的な基準を担保できる認可外保育施設等につ
14 いては、イ及びウに定める確保の内容に加えて記載することとします。

15
16
17 ア 教育標準時間認定（法第十九条第一項第一号に掲げる小学校就学前
18 子ども）に該当する子ども

19
20 特定教育・保育施設及び幼稚園（特定教育・保育施設に該当する
21 ものを除く。）

22
23 イ 満3歳以上・保育認定（法第十九条第一項第二号に掲げる小学校就
24 学前子ども）に該当する子ども

25
26 特定教育・保育施設

27
28 ウ 満3歳未満・保育認定（法第十九条第一項第三号に掲げる小学校就
29 学前子ども）に該当する子ども

30
31 年齢区分ごとに係る特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業
32 所（事業所内保育事業所における労働者枠に係る部分を除く。）

表3 黄金っ子供援プラン（沖縄県子ども・子育て支援事業支援計画）における量の見込みと確保方策（県計）

※ 当該数値は暫定的なものであり、今後変更される場合がある。

認定区分	ニーズの種別	1号・2号		3号		教育	保育	合計	
		(1号)	(2号)	(2号)	0歳児				1・2歳児
		教育	教育	保育	保育				保育
		①	②	③	④	⑤	①+②	③+④+⑤	
令和2年度	量の見込み(必要利用定員総数)	8,889	6,018	31,874	6,455	23,410	14,907	61,739	76,646
		(計) 14,907							
	特定教育・保育施設	17,929	34,302	7,094	23,671		17,929	65,067	82,996
	幼稚園	9,998	5,717	33,948	5,888	20,156	15,715	59,992	75,707
	保育所	6,224	3,944	1,366			10,168	1,366	11,534
	認定こども園			23,614	4,884	16,725		45,223	45,223
	地域型保育事業	3,774	1,773	8,968	1,004	3,431	5,547	13,403	18,950
	確認を受けない幼稚園		2,214				2,214	3,746	3,746
	認可外保育施設			150	18	198		48	2,262
	企業主導型保育所			204	184	527		366	366
確保方策－量の見込み		3,022	2,428	639	261		3,022	3,328	6,350
令和3年度	量の見込み(必要利用定員総数)	8,771	5,992	31,727	6,416	23,618	14,763	61,761	76,524
		(計) 14,763							
	特定教育・保育施設	18,527	34,638	7,308	24,337		18,527	66,283	84,810
	幼稚園	10,673	5,825	34,276	6,063	20,726	16,498	61,065	77,563
	保育所	6,184	3,621	1,235			9,805	1,235	11,040
	認定こども園			23,922	4,997	17,120		46,039	46,039
	地域型保育事業	4,489	2,204	9,119	1,066	3,606	6,693	13,791	20,484
	確認を受けない幼稚園		2,029				2,029	3,890	3,890
	認可外保育施設			126	12	183		48	2,077
	企業主導型保育所			236	196	527		321	321
確保方策－量の見込み		3,764	2,911	892	719		3,764	4,522	8,286
令和4年度	量の見込み(必要利用定員総数)	8,532	5,892	31,119	6,383	23,816	14,424	61,318	75,742
		(計) 14,424							
	特定教育・保育施設	18,923	34,984	7,477	24,809		18,923	67,270	86,193
	幼稚園	11,092	5,802	34,622	6,230	21,188	16,894	62,040	78,934
	保育所	5,770	2,975	1,243			8,745	1,243	9,988
	認定こども園			23,991	5,092	17,323		46,406	46,406
	地域型保育事業	5,322	2,827	9,388	1,138	3,865	8,149	14,391	22,540
	確認を受けない幼稚園		2,029				2,029	3,900	3,900
	認可外保育施設			126	8	183		48	2,077
	企業主導型保育所			236	202	527		317	317
確保方策－量の見込み		4,499	3,865	1,094	993		4,499	5,952	10,451
令和5年度	量の見込み(必要利用定員総数)	8,453	5,869	31,032	6,360	23,806	14,322	61,198	75,520
		(計) 14,322							
	特定教育・保育施設	18,972	35,258	7,502	25,069		18,972	67,829	86,801
	幼稚園	11,135	5,808	34,941	6,258	21,460	16,943	62,659	79,602
	保育所	5,811	2,961	1,279			8,772	1,279	10,051
	認定こども園			24,289	5,120	17,536		46,945	46,945
	地域型保育事業	5,324	2,847	9,373	1,138	3,924	8,171	14,435	22,606
	確認を受けない幼稚園		2,029				2,029	3,900	3,900
	認可外保育施設			81	5	171		48	2,077
	企業主導型保育所			236	202	527		257	257
確保方策－量の見込み		4,650	4,226	1,142	1,263		4,650	6,631	11,281
令和6年度	量の見込み(必要利用定員総数)	8,404	5,847	30,997	6,329	23,837	14,251	61,163	75,414
		(計) 14,251							
	特定教育・保育施設	18,992	35,263	7,521	25,179		18,992	67,963	86,955
	幼稚園	11,300	5,663	34,901	6,274	21,558	16,963	62,733	79,696
	保育所	5,835	2,723	1,121			8,558	1,121	9,679
	認定こども園			24,247	5,136	17,635		47,018	47,018
	地域型保育事業	5,465	2,940	9,533	1,138	3,923	8,405	14,594	22,999
	確認を受けない幼稚園		2,029				2,029	3,881	3,881
	認可外保育施設			126	14	196		48	2,077
	企業主導型保育所			236	202	527		336	336
確保方策－量の見込み		4,741	4,266	1,192	1,342		4,741	6,800	11,541

※ 県設定区域ごとの量の見込みと確保方策は、第5章に掲載。

1 (3) 県の認可・認定に係る需給調整

2

3 ア 県の認可、認定に係る需給調整の基本的考え方

4

5 (ア) 知事は、認定こども園法第三条第七項の規定により、認定こども園
6 (幼保連携型認定こども園を除く。以下(ア)において同じ。)に関する
7 認定の申請があった場合において、当該認定こども園が所在する県区域
8 における次のaからcまでに掲げる利用定員の総数が、それぞれ次のa
9 からcまでに定める本計画において定める県区域における必要利用定員
10 総数(当該年度に係るものをいう。)に既に達しているか、又は当該認定
11 申請に係る認定こども園の設置によってこれを超えることになると認め
12 る場合には認定こども園の認定をしないことができるものとします。

13

14 この際、知事は、当該認定申請に係る認定こども園が、同条第五項の
15 規定に基づく基準に該当し、かつ、同条第一項又は第三項の条例で定め
16 る基準に適合している場合は認定するものとするものとされているため、
17 認定に係る需給調整については、慎重に取り扱うものとします。

18

19 a 特定教育・保育施設の利用定員の総数(支援法第十九条第一項第一
20 号に掲げる小学校就学前子どもに係るものに限る。)

21

22 特定教育・保育施設に係る必要利用定員総数(同号に掲げる小
23 学校就学前子どもに係るものに限る。)

24

25 b 特定教育・保育施設の利用定員の総数(支援法第十九条第一項第二
26 号に掲げる小学校就学前子どもに係るものに限る。)

27

28 特定教育・保育施設に係る必要利用定員総数(同号に掲げる小
29 学校就学前子どもに係るものに限る。)

30

31 c 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業所(事業所内保育事業
32 所における労働者枠に係る部分を除く。)の利用定員の総数(法第十九
33 条第一項第三号に掲げる小学校就学前子どもに係るものに限る。)

34

35 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業所に係る必要利用
36 定員総数(同号に掲げる小学校就学前子どもに係るものに限る。)

37

38 (イ) 知事は、認定こども園法第十七条第六項の規定により、幼保連携型
39 認定こども園に関する認可の申請があった場合において、当該幼保連携
40 型認定こども園が所在する県区域における(ア)のaからcまでに掲げ
41 る利用定員の総数が、それぞれ(ア)のaからcまでに定める本計画に
42 において定める当該県区域における必要利用定員総数(当該年度に係るも
43 のをいう。)に既に達しているか、又は認可申請に係る幼保連携型認定こ
44 ども園の設置によってこれを超えることになると認めるときは、幼保連
45 携型認定こども園の認可をしないことができるものとします。

46

47 この際、知事は、当該認可申請に係る幼保連携型認定こども園が、同
48 条第二項の規定に基づく基準に該当し、かつ、認定こども園法第十三条
49 第一項の条例で定める基準に適合している場合は認可するものとするこ

1 ととされているため、認可に係る需給調整については、慎重に取り扱う
2 ものとしします。

3
4 (ウ) 知事は、児童福祉法第三十五条第八項の規定により、保育所に関する
5 認可の申請があった場合において、当該保育所が所在する県設定区域に
6 おける次の a 及び b に掲げる利用定員の総数が、それぞれ次の a 及び b
7 に定める本計画において定める当該県区域における必要利用定員総数(当
8 該年度に係るものをいう。)に既に達しているか、又は当該認可申請に係
9 る保育所の設置によってこれを超えることになることと認めるときは、保育
10 所の認可をしないことができるものとしします。

11 この際、知事は、当該認可申請に係る保育所が、同条第五項の規定に
12 基づく基準に該当し、かつ、同法第四十五条第一項の条例で定める基準
13 に適合している場合は認可するものとしすることとされているため、認可
14 に係る需給調整については、慎重に取り扱うものとしします。

15
16 a 特定教育・保育施設の利用定員の総数（支援法第十九条第一項第二
17 号に掲げる小学校就学前子どもに係るものに限る。）

18 特定教育・保育施設に係る必要利用定員総数（同号に掲げる小
19 学校就学前子どもに係るものに限る。）

20
21 b 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業所（事業所内保育事業
22 所における労働者枠に係る部分を除く。）の利用定員の総数（支援法第
23 十九条第一項第三号に掲げる小学校就学前子どもに係るものに限る。）

24 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業所に係る必要利用
25 定員総数（同号に掲げる小学校就学前子どもに係るものに限る。）

26
27 **イ 計画において実施しようとするものとして定められた教育・保育の提供体**
28 **制の確保の内容に含まれない教育・保育施設の認可及び認定の申請に係る需**
29 **給調整**

30
31 アにかかわらず、本計画に基づき、教育・保育施設又は地域型保育事
32 業所の整備を行っている場合において、当該整備を行っている教育・保
33 育施設又は地域型保育事業所の認可又は認定が行われる前に、教育・保
34 育施設（2により、実施しようとする教育・保育の提供体制の確保の内
35 容として本計画に定めたものを除く。）の認可又は認定の申請があったと
36 きは、知事は、次に掲げるときに該当するときは、教育・保育施設の認
37 可又は認定をしないことができます。この場合において、法第十九条第
38 一項の規定による支給認定子どもの認定区分ごとの人数が、当該認定区
39 分に係る量の見込みを上回っており、機動的な対応が必要であると認め
40 られる場合には、知事は、地域の実情に応じて、当該申請に係る教育・
41 保育施設の認可及び認定を行うものとしします。

42
43 (ア) 認可又は認定の申請に係る教育・保育施設が所在する県設定区域
44 における当該年度の特定教育・保育施設（本計画に基づき基盤整備を

1 行っている教育・保育施設を含む。)の利用定員の総数(支援法第十九
2 条第一項第一号に掲げる小学校就学前子どもに係るものに限る。)が、
3 本計画において定める当該県区域における当該年度の特定教育・保育
4 施設に係る必要利用定員総数(支援法第十九条第一項第一号に掲げる
5 小学校就学前子どもに係るものに限る。)に既に達しているか、又は当
6 該認可又は認定の申請に係る教育・保育施設の設置によってこれを超
7 えることになると認めるとき。

8
9 (イ) 認可又は認定の申請に係る教育・保育施設が所在する県区域にお
10 ける当該年度の特定教育・保育施設(本計画に基づき基盤整備を行っ
11 ている教育・保育施設を含む。)の利用定員の総数(法第十九条第一項
12 第二号に掲げる小学校就学前子どもに係るものに限る。)が、本計画に
13 において定める当該県区域における当該年度の特定教育・保育施設に係
14 る必要利用定員総数(法第十九条第一項第二号に掲げる小学校就学前
15 子どもに係るものに限る。)に既に達しているか、又は当該認可又は認
16 定の申請に係る教育・保育施設の設置によってこれを超えることにな
17 ると認めるとき。

18
19 (ウ) 認可又は認定の申請に係る教育・保育施設が所在する県区域にお
20 ける当該年度の特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業所(事業
21 所内保育事業所における労働者枠に係る部分を除き、本計画に基づき
22 基盤整備を行っている教育・保育施設及び地域型保育事業所を含む。)
23 の利用定員の総数(法第十九条第一項第三号に掲げる小学校就学前子
24 どもに係るものに限る。)が、本計画において定める当該県区域におけ
25 る当該年度の特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業所に係る必
26 要利用定員総数(法第十九条第一項第三号に掲げる小学校就学前子
27 どもに係るものに限る。)に既に達しているか、又は当該認可又は認定の
28 申請に係る教育・保育施設及び特定地域型保育事業所の設置によって
29 これを超えることになると認めるとき。

30 31 **ウ 幼稚園及び保育所が認定こども園に移行する場合における需給調整**

32
33 (ア) 知事は、アにかかわらず、幼稚園から幼保連携型認定こども園又
34 は幼稚園型認定こども園(以下(ア)において「幼保連携型認定こど
35 も園等」という。)への移行の認可又は認定の申請があった場合におい
36 て、当該幼保連携型認定こども園等が所在する県区域における特定教
37 育・保育施設及び特定地域型保育事業所(事業所内保育事業所におけ
38 る労働者枠に係る部分を除く。)の利用定員の総数(法第十九条第一項
39 第二号及び第三号に掲げる小学校就学前子どもに係るものに限る。)が、
40 本計画において定める当該県区域における特定教育・保育施設及び特
41 定地域型保育事業所の必要利用定員総数(当該年度に係る同項第二号
42 及び第三号に掲げる小学校就学前子どもに係るものに限る。)に、本計
43 画で定める数を加えた数に既に達しているか、又は当該認可若しくは
44 認定の申請に係る幼保連携型認定こども園等の設置によってこれを超

1 えることになると認めるときを除き、当該幼保連携型認定こども園等
2 の認可又は認定をするものとします。

3
4 (イ) 知事は、アにかかわらず、保育所から幼保連携型認定こども園又
5 は保育所型認定こども園（以下（イ）において「幼保連携型認定こど
6 も園等」という。）への移行の認可又は認定の申請があった場合におい
7 て、当該幼保連携型認定こども園等が所在する県区域における特定教
8 育・保育施設の利用定員の総数（法第十九条第一項第一号に掲げる小
9 学校就学前子どもに係るものに限る。）が、本計画において定める当該
10 県区域における特定教育・保育施設の必要利用定員総数（当該年度に
11 係る同号に掲げる小学校就学前子どもに係るものに限る。）に、本計画
12 で定める数を加えた数に既に達しているか、又は当該認可若しくは認
13 定の申請に係る幼保連携型認定こども園等の設置によってこれを超え
14 ることになると認めるときを除き、当該幼保連携型認定こども園等の
15 認可又は認定をするものとします。

16 17 エ 特定教育・保育施設に該当しない幼稚園が存在する場合に係る需給調整

18
19 知事は、アにかかわらず、教育・保育施設の認可又は認定の申請があ
20 ったときは、当該認可又は認定の申請に係る教育・保育施設が所在する
21 県区域における当該年度の特定教育・保育施設の利用定員の総数（法第
22 十九条第一項第一号に掲げる小学校就学前子どもに係るものに限る。）及
23 び特定教育・保育施設に該当しない幼稚園の利用定員の総数の合計が、
24 県区域における当該年度の特定教育・保育施設に係る必要利用定員総数
25 （法第十九条第一項第一号に掲げる小学校就学前子どもに係るものに限
26 る。）に既に達しているか、又は当該認可若しくは認定の申請に係る教育
27 ・保育施設の設置によってこれを超えることになると認める場合は、教
28 育・保育施設の認可又は認定をしないことができます。

29 30 (4) 市町村の区域を超えた広域的な見地から行う調整

31
32 県は、教育・保育施設及び地域型保育事業の整備等に関する広域調整
33 を行う役割を有していることから、市町村子ども・子育て支援事業計画
34 の策定過程から市町村との連携強化を図ってきましたが、引き続き、市
35 町村長が行う特定教育・保育施設の利用定員の設定に関しても、広域的
36 な見地から市町村との協議・調整を行うものとします。

37 また、改正後の子ども・子育て支援法に基づき待機児童解消を促進す
38 るための方策として設置した「沖縄県待機児童対策協議会」において、
39 市町村の区域を超えた広域的な見地から調整が必要なもの又は特に専門
40 性が高いものについて、市町村の取組の支援をより効果的に行います。

1 3 子ども・子育て支援給付に係る教育・保育の一体的提供と推進体制の確保

2

3 乳幼児期は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う極めて重要な時期で
4 あり、この時期の教育・保育は義務教育及びその後の学校教育全体の生
5 活や学習の基盤の形成につながることから、非常に大きな役割を担って
6 います。

7 そのため保育士、幼稚園教諭及び保育教諭等の資質向上を図りながら、
8 乳児期・幼児期・学童期の子どもの発達の連続性や学びの連続性につい
9 て理解し、それぞれの関係機関が連携するなど、子どもたちの健全な心
10 身の発達を支え、質の高い教育・保育を推進していくことが大切です。

11 例えば、保育士、幼稚園教諭及び保育教諭等の資質向上については、
12 県において、地方公務員特例法により公立幼稚園や公立幼保連携型認定
13 こども園の教諭等に対して法定研修を実施することが義務づけられ、平
14 成4年度から実施しております（公立幼保連携型認定こども園において
15 は平成30年度より実施）。私立や公私連携についても、任意ではありますが、
16 研修対象として含めています。今後は、保育士に対する法定研修の
17 在り方を検討し、どの幼児教育施設においても質の高い保育者の確保が
18 実現することを目指していきます。

19 また、県においては、平成29年4月1日付け厚生労働省雇用均等・児
20 童家庭局保育課長通知「保育士等キャリアアップ研修の実施について」
21 に基づき、保育現場におけるリーダー的職員の育成に必要な専門性の向
22 上を図るため、平成29年度から保育士等キャリアアップ研修を実施して
23 います。今後は、市町村、保育関係団体、養成校等と連携し保育所等に
24 対する研修実施体制の構築に向けて支援していきます。

25 さらに、乳児期・幼児期・学童期の子どもの発達の連続性や学びの連
26 続性について理解を促進させるために、市町村において、保育所・幼稚
27 園・認定こども園・小学校の園長や教諭等を対象とした「保幼こ小連絡
28 協議会」や「合同研修会」の開催を求めています。

29 子ども・子育て支援新制度は、保護者が教育・保育施設及び地域型保
30 育事業所を選択できるよう、質の向上、量の拡充を目指すものとなって
31 います。県内においてもその導入により、待機児童の解消、認可外保育
32 施設の認可化や地域型保育事業所への移行促進、公立幼稚園での複数年
33 保育や預かり保育、保育所での5歳児保育の拡大、利用者支援事業等
34 による保護者の子育てに係る相談や施設・事業者の選択を支援する施策の
35 拡充などが求められます。

36 こうしたことから県では、市町村や教育・保育関係者と連携し、保護
37 者の希望に即した教育・保育施設及び地域型保育事業の量の拡充を進め
38 るとともに、それぞれを利用する全ての子どもが質の高い乳幼児期の教
39 育・保育を受けられるよう、質の向上を図り、各施設・事業者を連携さ
40 せ、子育て支援の充実を進めます。

41

42 (1) 乳幼児期の教育・保育の質の向上

43

44 幼稚園教育要領及び保育所保育指針、幼保連携型認定こども園教育・

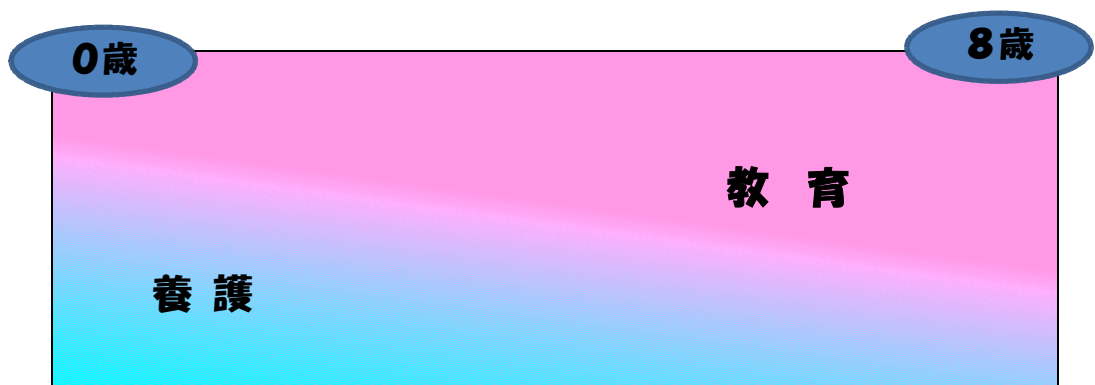
1 保育要領においては、乳幼児期の子どもたちに、望ましい未来を作りだ
2 す力の基礎、生きる力の基礎を培うため、それぞれの目標に向かって、
3 発達の特性に応じた質の高い教育・保育を行うことの重要性が明記され
4 ています。

5 「子どもを取り巻く環境の変化を踏まえた今後の幼児教育の在り方につ
6 いて」（平成17年1月28日中央教育審議会答申）では、「幼児期は、知
7 的・感情的な面でも、また人間関係の面でも、日々急速に成長する時期
8 でもあるため、この時期に経験しておかなければならないことを十分に
9 行わせることは、将来、人間として充実した生活を送る上で不可欠であ
10 る。」「我々大人は、幼児期における教育が、その後の人間としての生き
11 方を大きく左右する重要なものであることを認識し、子どもの育ちにつ
12 いて常に関心を払うことが必要である。」と幼児教育の重要性を強調して
13 います。

14 「沖縄県教育振興基本計画」では、「自ら学ぶ意欲を育て、学力の向上
15 を目指すとともに、豊かな表現力とねばり強さをもつ幼児児童生徒を育
16 成する」等を教育の目標として掲げています。目標実現により、人生の
17 基盤となる乳幼児期が充実し、全ての子ども笑顔が輝くために、様々
18 な視点から施策の充実を図り、質の高い教育・保育を提供することが不
19 可欠です。

20 どの施設においても子ども達に質の高い乳幼児期の教育・保育が提供
21 できるように、乳幼児期の発達の特性を踏まえた実践や、保育士、幼稚
22 園教諭及び保育教諭の資質の向上を図るための研修を推進し、全ての子
23 ども達の最善の利益の実現を目指します。

24
25 **図5 ^{くがに}黄金っ子（0～8歳）の育てのイメージ**



26
27
28
29
30
31
32
33
34
35
36 ^{くがに}黄金っ子（0～8歳）の教育・保育においては、養護と教育を一体的
37 に展開することに留意する必要があります。

38 一般的には、養護は保育所で、教育は幼稚園・小学校でと分けて考え
39 られがちですが、実際それらは分けられるものではなく、保育所・幼稚
40 園・認定こども園・小学校それぞれで、あたかも2つの異なった色が美
41 しく馴染んでいく、グラデーションのようなイメージのものです。

42 乳児期・幼児期・学童前期の子どもの育ちを滑らかに接続していくた
43 めには、幼稚園教育の目的（学校教育法第22条）に記され、保育所保育
44 指針に示されている養護的機能を持ち合わせた教育、つまり「保育」と

1 いう営みが不可欠です。養護と教育が一体となった「保育」は、一般的
2 に保育所保育の特性と理解されていますが、保育所保育指針において養
3 護とは「子どもの生命の保持及び情緒の安定を図るための保育士等の援
4 助や関わり」と記されています。これは幼稚園教育要領解説（第1章 総
5 則 第1節 幼稚園教育の基本）においても「幼児は安定した情緒の下で
6 自己を十分に発揮することにより発達に必要な体験を得ていくものであ
7 ることを考慮して、幼児の主体的な活動を促し、幼児期にふさわしい生
8 活が展開されるようにすること。」と明記されていることから、幼稚園教
9 育が養護的機能を持ち合わせているとも理解できます。学童期以降の教
10 育においても知識・技能等を習得する力を育む土台となる、「心情」「意
11 欲」「態度」を引き出し身につけていく、養護的な援助等（教師との信頼
12 関係）が必要です。

13 図5のように養護と教育は切り離すものではなく、同時に存在するこ
14 とを踏まえ、発達や学びの連続性（表4参照）を考えることが重要です。

17 ア 質の高い乳幼児期の教育・保育の推進

19 【現状と課題】

20 質の高い教育・保育を実践するためには、乳幼児期の発達の特性が「知
21 識や技能を一方向的に教えられて身に付けていくのではなく、生活や遊び
22 など具体的な体験を通して学ぶ」こと、「遊び＝学び」であることを踏ま
23 えて行うことが重要です。

24 また、保育士、幼稚園教諭及び保育教諭は、乳幼児期の教育・保育が
25 「環境を通して行うもの」であることを十分に理解し、子どもが発達す
26 るプロセスの中で、欠かすことのできない経験ができるよう、環境を構
27 成し援助をすることが大切です。

28 保育士、幼稚園教諭及び保育教諭は、乳幼児が自然とふれあう機会を
29 多く設定し、乳幼児の発達段階に応じ「思わず関わりたくなる環境」「様
30 々な感動体験・感情体験ができる環境」「好奇心・探究心を育む環境」等
31 を整えられるような、専門性の向上を図る必要があります。

32 保育士、幼稚園教諭及び保育教諭が、幼稚園教育要領・保育所保育指
33 針等を十分に理解するとともに、丁寧な乳幼児理解に基づいた、教育課
34 程・保育課程等を作成し、遊びを通じた乳幼児の総合的な発達が実現さ
35 れるよう支援することが重要です。

36 各園においては、「全体的な計画」を編成し、実施した計画が教育・保
37 育目標を効果的に実現する働きをするよう、全体的な計画の実施状況を
38 評価し、改善を図ることが重要です。

39 特に、幼稚園における教育課程については、通常の教育時間（4時間）
40 だけでなく、教育課程に係る教育時間外の教育活動においても編成する
41 必要があります。

42 そして、幼児一人一人の教育ニーズを把握し支援するためには、幼稚
43 園における学級構成人数の減少が望まれます。

44 県では、本県幼児教育の更なる充実を目指して、平成27年3月に「黄

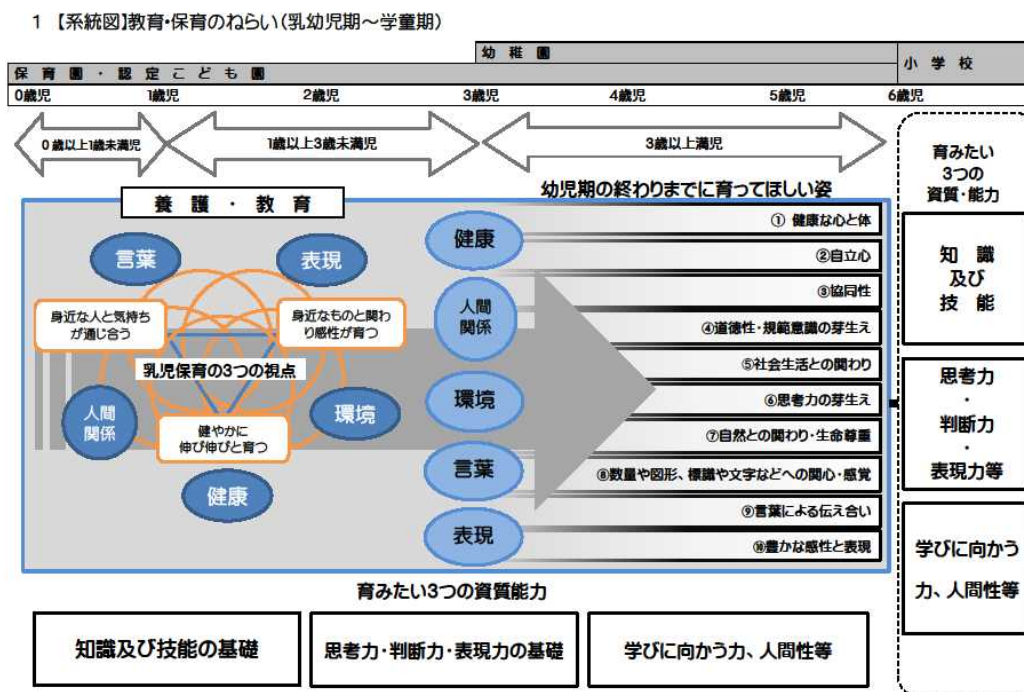
1 金っ子応援プラン」を策定しました。それに合わせ各市町村においても、
 2 幼児教育政策プログラムの策定を促してきましたが、平成30年度の策定
 3 状況は15市町村と未だ半数以下にとどまっています。

4
 5 **【今後の取組】**

6 法定研修や各種研修会等により、保育士、幼稚園教諭及び保育教諭へ、
 7 幼稚園教育要領・保育所保育指針等の十分な理解を進め、園内研修の実
 8 施等、専門性の向上を図るための取組を促します。

9 また、教育課程や指導計画編成の手引き（図6参照）を作成・配布し、
 10 教育・保育施設の質の底上げを促します。

11
 12 **図6 【系統図】教育・保育のねらい（乳幼児期～学童期）**



13 幼児一人一人の発達と学びが保障され、きめ細かい教育・保育が実施
 14 できるよう、幼稚園において、子ども・子育て支援新制度における公定
 15 価格の算定基準を踏まえた学級規模の改善を促します

16 市町村へ、「黄金っ子応援プラン（沖縄県子ども・子育て支援事業支援
 17 計画）」を踏まえた幼児教育政策プログラムの策定を促します。そのため
 18 に、県教育委員会では、「幼児教育連携体制推進事業」を立ち上げ、市町
 19 村において教育委員会と保育主管部局との連携体制を構築できるよう支
 20 援していきます。

21
 22 **【具体的な支援策】**

23 ① 幼稚園・保育所・認定こども園における全体的な計画の作成のため
 24 の支援

- ② 保育所における研修体制確立のための支援
- ③ 幼稚園における、子ども・子育て支援新制度の公定価格の算定基準を踏まえた学級規模への改善の促進
- ④ 市町村における「幼児教育政策プログラム」策定の促進

イ 子どもの発達と学びの連続性を踏まえた教育・保育の提供

【現状と課題】

乳幼児期においては、子どもの発達と学びは連続しており、心身ともに個人差が大きいものです。それを踏まえた適切な教育・保育の提供を図ることは、豊かな人格形成の基礎や義務教育以降の学習の基盤を培うものとなるため重要です。そのため保育士、幼稚園教諭及び保育教諭が一人一人の発達状態を継続的に把握し、それに応じた教育・保育を行うことは望ましいことです。

幼稚園は、子ども達が様々な友達や教師、地域の人々、豊かな自然に出会う教育の場です。近年、家庭や地域において幼児が兄弟姉妹や近隣の幼児と関わる機会が減少していることを踏まえると、同年齢や異年齢の幼児同士が相互に関わり合い、生活することの意義は大きいものです。子どもの社会性が芽生える3歳児の時期に、保護者が集団生活をさせたいと考えた時の場として、また、兄弟姉妹が少なくなってきた現状の中、地域における異年齢交流の場としても、幼稚園は必要となっています。

3年保育を実施することで、専業主婦家庭の子ども達に集団経験の場を提供すると共に、安心して子育てができるよう、教師の専門性を生かした地域の幼児教育センターとして、より充実した子育ての支援の輪を広げることができます。

本県の公立幼稚園における3年保育の実施状況は、平成30年度8.7%とごくわずかです。また、そのほとんどが離島地域での異年齢保育で、都市部では実施されていません。その理由として、施設、人的配置等、財政的な課題があげられています。しかし、2年保育については、平成30年度は101園が実施（平成29年度51.4%。）と年々増えており、幼児教育政策プログラムの策定を促し複数年保育の重要性を周知してきた成果がうかがえます。

一方、私立幼稚園では、31園中30園（97%。令和元年度現在）が3年保育を実施し、それぞれの園の特色を生かした実践がなされています。

また、5歳児の幼稚園就園率の高さに比べ、保育所の5歳児入所率が低い傾向にあることから、保護者のニーズに応じた提供体制の拡充を図る必要があります。

平成27年度から県内にも認定こども園が設置され、子どもの発達と学びの連続性を踏まえた教育・保育の提供に取り組んでいます。

現状としては、離島地域のみならず公立保育所と公立幼稚園を合わせた幼保連携型認定こども園の設置が見られます。

1 表4 黄金っ子（0歳～8歳）の育ちの連続性

【今後の取組】

公立幼稚園における3年保育、保育所における5歳児保育を促進し、市町村と連携し希望する全ての3歳から5歳の幼児へ幼児教育が提供できる体制の整備に努めます。

子どもの発達と学びの連続性を踏まえた教育・保育の提供にあたっては、地域ニーズに応じた提供体制の確保策を市町村と連携して取り組みます。

また、幼稚園における3年保育の教育的効果や重要性について市町村へ促すとともに広く県民に周知し、研修等により、公立幼稚園と私立幼稚園の交流・連携を図ることで、教育内容の充実を目指します。

さらに、認定こども園の設置に伴い、幼児教育と小学校教育の接続（幼小接続）の構築に努めるよう県や市町村においても教育委員会と福祉部局の連携を密にしていくことで、全ての幼児教育施設が小学校へと連携が図れるよう努めます。

【具体的な支援策】

- ① 研修会等による、幼稚園での3年保育の必要性や幼児教育の重要性に係る周知
- ② 公立幼稚園における3年保育の促進
- ③ 県や市町村における教育委員会と福祉部局との連携による提供体制の確保策の実施

ウ 認定こども園に係る移行支援

多様化する就学前の子どもたちの教育・保育のニーズに適切・柔軟に対応することを目的とする認定こども園については、市町村と連携しながら、制度の周知を図ることとし、利用希望者数を踏まえた施設の認可・認定を行います。

なお、幼稚園から幼保連携型認定こども園又は幼稚園型認定こども園への移行の認可又は認定の申請があった場合及び、保育所から幼保連携型認定こども園又は保育所型認定こども園への移行の認可又は認定の申請があった場合における県計画で定める数を、表5の通り定めます。

エ 教育・保育における評価の推進

【現状と課題】

乳幼児期は、子どもが生涯にわたる人間形成の基礎を培う極めて重要な時期であり、一人一人の子どもがどのように守られ、育てられ、子ども時代にふさわしい経験を積むかは、その後の成長・発達に大きく関わります。そのため、幼稚園及び保育所、認定こども園においては常に自らの提供する教育・保育を振り返り、子どもへの理解を深め、保護者との信頼関係を築いていくことが求められています。

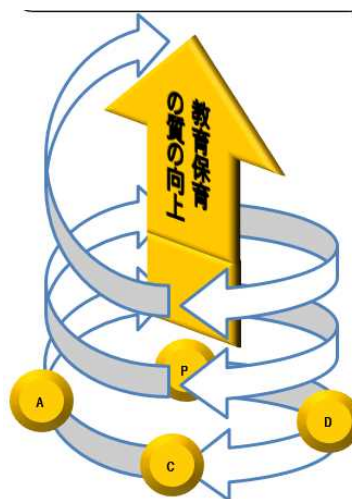
教育・保育の質をより良いものにしていくためには、保育課程・教育課程の内容を検討し、そのカリキュラムを実際に行っていく保育士、幼

1 幼稚園教諭及び保育教諭の一層の資質向上を図ることが重要です。

2 幼稚園教育要領及び保育所保育指針、幼保連携型認定こども園教育・
3 保育要領を基盤とした計画（P）、実施（D）、検証（C）、改善（A）
4 という一連の流れを構造的にとらえながら、全職員が見通しをもって組
5 織的、計画的に教育・保育の実践に取り組んでいくことが大切です。

7 (図7) PDCAサイクル

- 9 ①計画を作成し(Plan)
- 10 ②その展開があり(Do)
- 11 ③実践を振り返って、子どもの
12 育ちの確認や保育士等の関
13 わりの適切さの検討を行い
14 (Check)
- 15 ④それを次の計画に反映させ
16 ていく(Action)



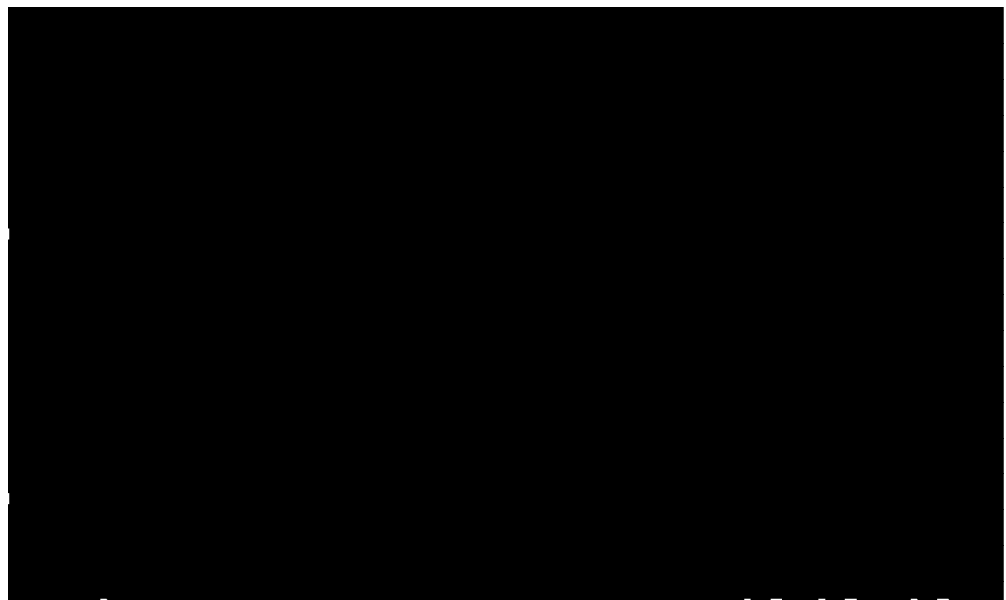
20 そのためには設置者は、実情に応じた適切な項目を設定した上で、自
21 ら評価を行い、その結果を公表をすることが、学校として位置づけられ
22 ている公立幼稚園と公立幼保連携型認定こども園においては、平成29年
23 3月に「教育公務員特例法の一部改正に関する法律（平成28年11月28日
24 文部科学省）」により義務化されています。しかし、すべての幼児教育施
25 設において、毎年、計画が効果的であったかを客観的に見直すことがで
26 きる評価は必要であることから、実施することが望ましいと考えます。

27 自己評価の実施状況は、幼稚園では公立で平成30年度98.9%、私立で90.
28 3%、認可保育所等では平成30年度で公立98.6%、私立で97.6%となっ
29 ています。

30 また第三者評価は、義務ではありませんが、実施することで客観的・
31 専門的な視点から改善を図る契機と
32 なり、各施設の活性化に繋がることが期待されることから、その実施と
33 結果の公表に努めることが大切です。

表5 幼稚園から幼保連携型認定こども園又は幼稚園型認定こども園への移行の認可又は認定の申請があった場合及び、保育所から幼保連携型認定こども園又は保育所型認定こども園への移行の認可又は認定の申請があった場合における県計画で定める数

R5	R6		
	1号	2号	3号
1号	保育所	幼稚園	幼稚園
2号			
3号			
4号			
5号			
6号			
7号			
8号			
9号			
10号			
11号			
12号			
13号			
14号			
15号			
16号			
17号			
18号			
19号			
20号			
21号			
22号			
23号			
24号			
25号			
26号			
27号			
28号			
29号			
30号			
31号			
32号			
33号			
34号			
35号			
36号			
37号			
38号			
39号			
40号			
41号			
42号			



※ 県計画における区域は、1号認定：沖縄区域、宮古区域、八重山区域の3区域、2号及び3号認定：市町村を1区域として設定。
 ※ 各区域における県計画で定める数は、確保方策（供給）>量の見込み（需要）である場合の需給均衡のための値（上乘せ①）及び地域や施設利用の実情に応じて設定した値（上乘せ②）の合計。

